

常陸太田市上下水道事業管理規程第 10 号

常陸太田市水道事業給水条例施行規程を次のように定める。

平成 31 年 4 月 1 日

常陸太田市上下水道事業
常陸太田市長

常陸太田市水道事業給水条例施行規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 給水装置の工事及び費用等（第 3 条～第 11 条）
- 第 3 章 給水（第 12 条～第 18 条）
- 第 4 章 料金及び手数料（第 19 条～第 21 条）
- 第 5 章 管理（第 22 条・第 23 条）
- 第 6 章 雑則（第 24 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、別に定めるもののほか、常陸太田市水道事業給水条例（昭和 51 年常陸太田市条例第 10 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（配水管）

第 2 条 条例第 2 条第 1 号に規定する配水管とは、需要者に水を供給するために上下水道事業の管理者としての権限を行う市長（以下「市長」という。）が施設した水道管及び一定期間経過後に市長へ贈与されることが確実な水道管をいう。

第 2 章 給水装置の工事及び費用等

（給水装置の構成）

第 3 条 給水装置は、分水栓、給水管、止水栓、補助止水栓、メーター及び給水栓をもつて構成するものとする。

- 2 給水装置には、止水栓きよう、メーターきよう及びその他の附属用具を備えなければならない。

(給水方法)

第4条 給水は、直接式給水によることを原則とする。ただし、次の各号の一に該当する場合において、市長が必要と認めたときは、タンク式給水によるなければならない。

- (1) 配水管の管径及び水圧が不十分な場合
- (2) 水圧過大のため、給水装置に故障を生ずるおそれのある場合
- (3) 一時に多量の水を使用するものへ給水する場合
- (4) 高層建築物へ給水する場合
- (5) 断水に際して、使用上重大な支障をきたすおそれがあるものへ給水する場合
- (6) ボイラーその他逆圧のおそれのあるものへ給水する場合
- (7) 直結によつて、汚染のおそれのあるものへ給水する場合

(給水管の取出し等)

第5条 給水装置の配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていなければならない。

- 2 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著るしく過大であつてはならない。

(危険防止の措置)

第6条 給水管は、市の水道以外の水管その他汚染のおそれのある管と直結してはならない。

- 2 給水管は、ウオーター・ハンマーを生じやすい給水用具又は機械類へ直結してはならない。
- 3 給水管を、受水タンク、水洗便器又はその他逆流のおそれのある特殊器具に接続するときは、適当な逆流防止の措置を講じなければならない。

(給水管の防護)

第7条 給水管を開きよを横断して配管するときは、原則としてその下に配管する。ただし、やむを得ない理由のため上越しをするときは、給水管防護の処置を講じ、高水位以上の高さに布設しなければならない。

- 2 給水管を軌道下その他振動又は衝撃のおそれのある箇所に配管するときは、防護の措置をしなければならない。
- 3 給水管を凍結のおそれのある箇所に配管するときは、露出、隠ぺいにかか

わらず防寒措置をしなければならない。

4 給水管を酸又はアルカリ等によつて浸されるおそれのある箇所に配管するときは、防しよくの措置をし、又は防しよく性の給水管材を使用しなければならない。

5 前4項に規定する場合のほか、給水管を悪影響の受けやすい箇所に配管するときは、必要に応じて有効な防護の措置をしなければならない。

(給水工事の申請)

第8条 条例第7条第2項の規定による申請は、給水装置工事申請書（給水装置台帳）（様式第1号）によるものとする。

(開発行為の申請)

第8条の2 条例第6条の2の協議は、開発給水協議書（様式第1号の2）の提出をもつて行うものとする。

2 市長は、前項の協議書の提出があつた場合は、速やかに調査のうえ、その結果を書面（様式第1号の3）により回答するものとする。

(給水工事の承認)

第9条 市長は、条例第7条第3項の規定による申請書類の審査の結果適当と認めたときは、給水装置工事申請書（給水装置台帳）に合格の印を付し、これを指定給水装置工事事業者に返付する。

2 市長は、前項の審査の結果、不適当と認めたときは、その理由を付し、当該申請書類を指定給水装置工事事業者に返付する。

(給水工事の着手)

第10条 指定給水装置工事事業者は、前条第1項の規定により給水工事の承認を受けたときは、すみやかに給水工事に着手しなければならない。

2 市長は、指定給水装置工事事業者が給水工事の承認を受けてから1カ月以内に工事に着手しないときは、その承認を取消することができる。

(しゅん工検査)

第11条 指定給水装置工事事業者は、条例第7条第4項の規定によるしゅん工検査を受ける場合は、使用材料及びしゅん工図等を記入した給水工事設計書（給水装置台帳）を、市長に提出するものとする。

2 しゅん工検査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、その一部を省略することができる。

(1) 給水管の管種、口径及び延長並びに止水栓、メーター及び給水栓の設置

位置等について給水装置工事申請書（給水装置台帳）との照合

- (2) 使用材料の確認
 - (3) 給水管の埋設深さ
 - (4) 水圧試験
 - (5) 路面の復旧状況
 - (6) その他市長が必要と認める事項
- 3 指定給水装置工事事業者は、前項のしゅん工検査の結果、市長から工事の手直しを指示されたときは、市長の指定する期間内にこれを行い、改めてしゅん工検査を受けなければならない。
- 4 市長は、その必要があると認めたときは、随時中間検査を行うことができる。中間検査は、前2項の規定に準じて行うものとする。

第3章 給水

（代理人の選定届出）

第12条 条例第14条第1項の規定による届出は、代理人選定届（様式第2号）によるものとする。

（総代人の選定届出）

第13条 条例第15条第1項の規定による届出は、総代人選定届（様式第3号）によるものとする。

（メーターの損害弁償）

第14条 条例第17条第4項に規定するメーターの損害額は、時価に基づく残存価格を考慮して定める。

（所有者の変更届出）

第15条 条例第19条第2項第1号に規定する所有者の変更は、新旧所有者の連署をもつて届け出なければならない。ただし、これが不可能な場合は、権利の取得関係等を証する書類を提示するものとする。

2 前項の届出があつた場合において市長は、旧所有者に属していた当該給水装置の所有に係る一切の権利義務を新所有者が承継したものとみなす。

（使用開始等の届出様式）

第16条 条例第19条の規定による使用開始等の届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 給水装置の使用を開始しようとするとき上下水道使用開始届（様式第4号）
- (2) 給水装置の使用を中止しようとするとき上下水道使用中止届（様式第5号）

号)

- (3) 私設消火栓を消防演習に使用しようとするとき又は消防に使用したとき
消火栓使用届 (様式第 6 号)
- (4) 使用者, 所有者若しくは代理人又はその氏名若しくは住所に変更があつたとき使用者・所有者・代理人 (住所・氏名) 変更届 (様式第 7 号)
- (5) 総代人又はその氏名若しくは住所に変更があつたとき総代人 (住所・氏名) 変更届 (様式第 8 号)
- (6) 給水装置を撤去したとき給水装置撤去届 (様式第 9 号)
(撤去義務の免除等)

第 17 条 条例第 23 条第 2 号かつこ書に規定する市長が水道の管理上支障がないと認める場合は, 次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 使用中止の状態にある給水装置 (以下本条において「未使用給水装置」という。) が, 設置後 3 年以上経過していない場合
 - (2) 前号に該当しない場合にあっては, 当該未使用給水装置が使用中止の状態に至った日から 6 カ月以内に使用再開されることが確実である場合
- 2 前項第 2 号の規定に該当する未使用給水装置の所有者は, 給水装置撤去義務延期申請書 (様式第 10 号) により市長に申請し, その承認を得なければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第 18 条 市長は, 条例第 24 条第 1 項の規定による検査請求があつた場合において, 検査の必要がないと認める相当の理由があるときは, これを拒むことができる。

2 条例第 24 条第 3 項に規定する特別の費用とは, 次の各号に定める費用をいう。

- (1) 給水装置については, その構造, 材質及び漏水に関しての通常検査以外の検査に係る費用
- (2) 水質については, その色, 濁度及び消毒の残菌効果等, 飲料としての適否に関する検査以外の検査に係る費用

第 4 章 料金及び手数料

(検針結果の通知)

第 19 条 市長は, 条例第 27 条第 1 項の規定によるメーターの検針を行つたときは, 水道使用量のお知らせ (様式第 11 号) により, 検針の結果を利用者に通知する。

(無届使用者に対する認定)

第20条 条例第19条第1項第1号の規定による給水装置の使用開始届出なくして給水装置を使用した場合は、前使用者に引続き使用したものとみなす。

(料金等の納期限)

第21条 条例の規定により徴収する料金等の納入期限は、料金にあつては水道料金納入通知書を発したその月の末日、その他の納入金は、別に定めのない限り納入通知書を発した日から14日以内とする。

第5章 管理

(身分証明書の携帯)

第22条 条例第33条第1項に規定する給水装置の検査に従事する職員は、常陸太田市上下水道事業管理規程（平成31年常陸太田市上下水道事業管理規程第 号）第59条に規定する身分証明書を携帯するものとする。

(停水処分の方法)

第23条 条例第35条の規定による給水の停止は、止水栓の閉鎖又はメーターの撤去により行うものとする。

第6章 雑則

(委任)

第24条 この規程の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に、常陸太田市水道事業給水条例施行規程（昭和51年常陸太田市水道事業管理規程第1号。以下「従前規程」という。）の規定によりすでに設置された給水装置の構造及び材質については、この規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規程の施行の際、従前規程の規定により現に申請又は施行中の給水工事に係る市長の承認手続及びしゅん工検査の方法並びに指定工事店の施行手続等については、第11条、第12条及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

給水装置工事申請書（給水装置台帳）

常陸太田市上下水道事業

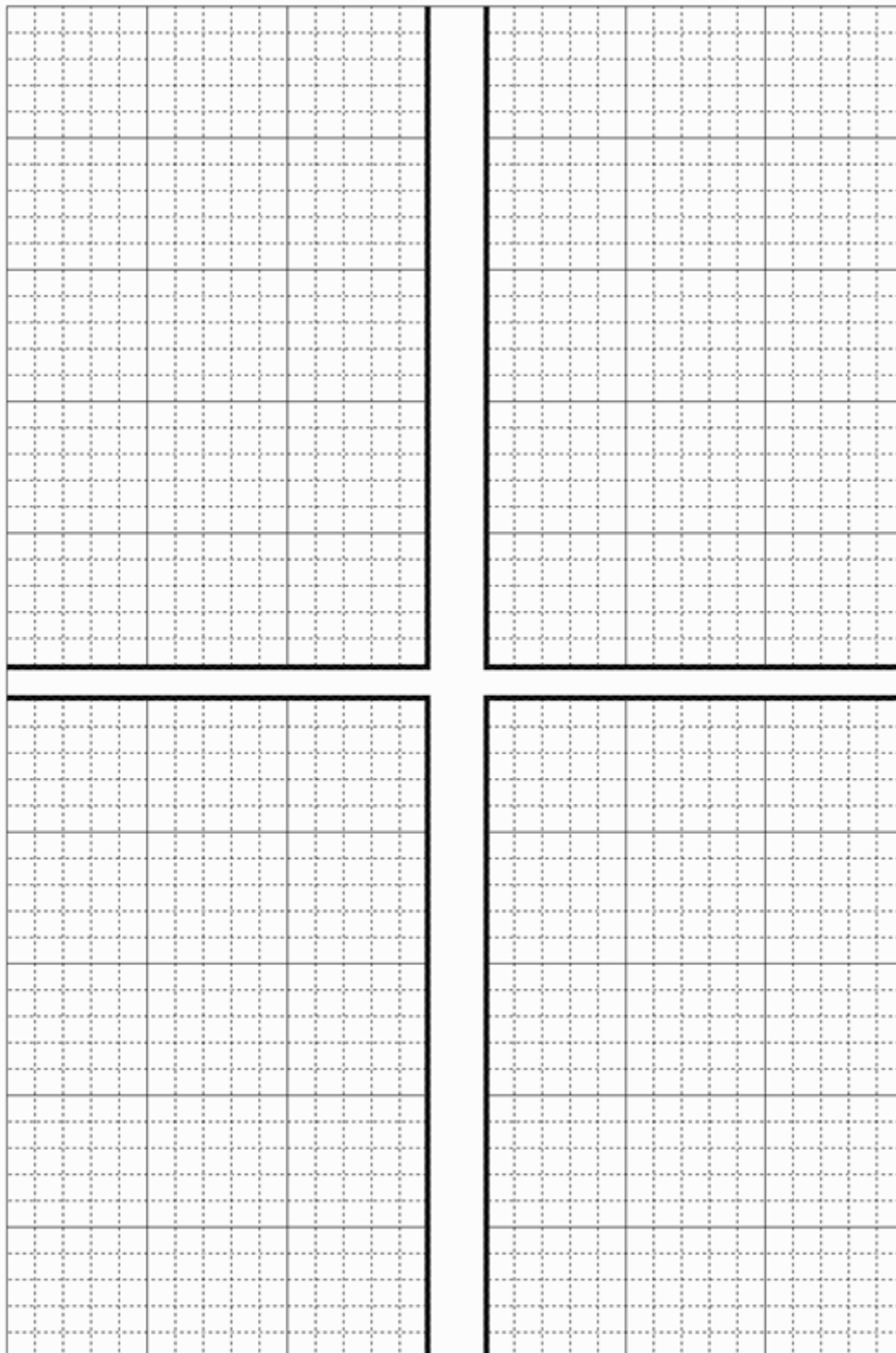
常陸太田市長 殿

水 栓 番 号	第 号	竣工
改 造 番 号	第 号	課長

年 月 日

受付番号	第 号	設計 審査	・ ・	着工 ・ ・ 竣工 ・ ・	竣工検査	・ ・											
工事種別	☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 改造 ☐ 撤去			給 水 栓 別	☐ 専用栓 ☐ 共用栓 ☐ 私設消火栓		係長										
所有者	フリガナ 印			町 番地 印	代 理 人	町 番地 印	係長										
申請者指 定工事業 者	印			装 置 場 所	町 番地 施設名	町 番地 印	検査員										
登録第 号 給水装置工事主任技術者	印																
*申込者にお願ひ 1 この工事について、第3者などから苦情が発生した場合には、申し込まれた方が直接その方と話し合いの上解決してください。 1 この工事の内容については、指定工事業者に確認をお取りください。 また、この工事は竣工後1年間の保証期間があります。 (但、指定工事業者の責によらない場合を除く)					金額	月/日	領収額	下水・農集排 有・無									
				給水工事申 請	円												
				水道加入 分	円												
				新設手数料	円												
				占用手数料	円												
給水装置材料指示報告書(申込者自筆) 今回工事する給水装置の材料は、私が下記のとおり、給水装置工事主任技術者に指示、施工させますので報告いたします。 <table><tr><td>施工箇所</td><td>施工材料</td></tr><tr><td>1 屋内配管</td><td></td></tr><tr><td>2 屋外配管</td><td></td></tr><tr><td>3 埋設配管</td><td></td></tr><tr><td>4 他の配管</td><td></td></tr></table> 住所 申込者 印 指示した給水装置工事主任技術者名 氏名				施工箇所	施工材料	1 屋内配管		2 屋外配管		3 埋設配管		4 他の配管		小計	円		
				施工箇所	施工材料												
				1 屋内配管													
				2 屋外配管													
				3 埋設配管													
				4 他の配管													
				工事金	円												
				合計	円												
				道路占用関係 路線名 許可年月日 年 月 日													
				利害関係の同意(給水管分岐・土地借地)													
※工事承認																	

区別 品目		形状寸法	設計数量	竣工 数量	案内図(住宅地図 年度版P. ・―)方位		
サドル分水栓							
止水栓							
止水栓管							
補助止水栓							
逆止弁(30m以上)							
量水器管							設計
							課長
							係長
					給水装置工事の自己検査報告書		
量水器	口径	水栓 番号	メータ番 号	指針	取付年月 日	検査項目のすべてに合格して いることを報告いたします。	
	mm			m ³	・ ・	年 月 日	
					・ ・	登録第 号	係長
					・ ・	給水装置工事主任技術者	
					・ ・	印	検査員
					・ ・		



開 発 給 水 協 議 書

年 月 日

常陸太田市上下水道事業
常陸太田市長 殿

申請者 住 所
ふりがな
氏 名 印

開発事業地に給水を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり協議します。

記

1 開 発 給 水 場 所 常陸太田市 町

2 開 発 事 業 の 名 称
(団地名等)

3 開 発 目 的

4 開 発 事 業 の 概 要

5 希 望 給 水 年 月 日 年 月 日

6 給 水 予 定 量 1日当たり m³

7 そ の 他 (1)位置図
(2)計画平面図等

年 月 日

様

常陸太田市上下水道事業
常陸太田市長

開発給水協議に関する回答について

年 月 日付けにて開発給水協議のありましたことについて、下記のとおり回答いたします。

記

代 理 人 選 定 届

給水装置所在地		常陸太田市町番地	整理番号						
			メーターNo.						
所有者	住所					受理		給水	
	氏名						台帳		
代理人	住所	常陸太田市町番地							
	氏名					印			
選定年月日		年 月 日				特記事項			

上記のとおり代理人を選定したので、お届けいたします。

年 月 日

使用者等住所

氏名

印

常陸太田市上下水道事業

常陸太田市長 殿

総 代 人 選 定 届

給水装置所在地		常陸太田市町番地	共有(用)物		給水管・給水栓	
			整理番号			
総代人	住所	常陸太田市町番地	メーターNo.			
	氏名	印				
給水装置 共有(用) 者	住所	常陸太田市町番地	受理		給水 台帳	
	氏名	印				
	住所	常陸太田市町番地				
	氏名	印				
	住所	常陸太田市町番地				
	氏名	印				
選定年月日		年 月 日	特記事項			
上記のとおり総代人を選定したので、お届けいたします。 年 月 日 使用者等 住所 常陸太田市 氏名 印 常陸太田市上下水道事業 常陸太田市長 殿						

常陸太田市上下水道事業 常陸太田市長 殿

届出年月日	年 月 日
-------	-------

太枠の中をご記入ください。 □欄は、いずれかにチェックをしてください。

使 用 場 所	常陸太田市										アパート名等											
使 用 者	住 所 (所在)											電話										
	フリガナ											印	生年月日(設立年月日)					性別				
	氏 名 (名称)												年 月 日					男・女				
所 有 者	住 所 (所在)											氏 名 (名称)										
開始年月日	年 月 日					用途	一般・営業・その他 ()					人数					人					
支 払 方 法	☐ 納入通知書		金融機関またはコンビニエンスストア等での現金支払を希望される場合。																			
	口座振替	☐ 新規	市内の金融機関の窓口にて「上下水道料金等口座振替依頼書・自動払込利用申込書」により別途お申し込みください。																			
		☐ 継続	今までに市内の上下水道を使用していて、継続して同じ口座での口座振替を希望される場合。										左記の使用場所									
	☐ クレジット		インターネットから登録のお申し込みが別途必要となります。																			
送 付 先	住 所 (所在)	☐ 使用場所 ☐ その他 (その他の場合は以下にご記入ください) 住所(所在)																				
	氏 名 (名称)	☐ 使用者名 ☐ その他 (その他の場合は以下にご記入ください) 氏名(名称)																				
届 出 者	☐ 使用者本人 ☐ その他 (使用者本人以外の場合は以下にご記入ください) 上記使用者から本件届出に関する一切の権限を委任されていることを誓約いたします。																					
	住所(所在)																					
	氏名(名称)										印 電話											

以下は記入しないでください

お客様番号				本人確認欄	免許証・保険証・その他()		
メータ番号		口径		新メータ番号		口径	
メータ指針	m ³	検満年月	年 月	新メータ指針	m ³	検満年月	年 月
開栓作業日	年 月 日			メータ交換	検満・口径変更・その他()・無		
開栓方法	1 止水栓 2 カギ栓 3 パッキン 4 補助バルブ 5 その他 ()						

決 裁	課 長		処 理 欄	受 付	開 栓	入 力	確 認	備考

備考

様式第6号(第16条関係)

消 火 栓 使 用 届

消火栓所在地	常陸太田市 番地 ()	
使用期日	年 月 日	年 月 日
使用時間	午前 ・ 午前 ・ 午後 ・～午後 ・ (時間 分)	午前 ・ 午前 ・ 午後 ・～午後 ・ (時間 分)
使用目的		
使用水量	約 m ³	約 m ³

上記のとおり消火栓を使用したい(した)のでお届けいたします。

年 月 日

使用者等 住所 常陸太田市
氏名

印

常陸太田市上下水道事業
常陸太田市長 殿

推定使用水量		m ³	
※算出基礎			
受理		立 合 い	
特 記 事 項			

上下水道使用者等変更届

常陸太田市上下水道事業 常陸太田市長 殿

次のとおり、上下水道使用者等の変更を届け出いたします。

太枠の中をご記入ください。 □欄は、該当する箇所にチェックをしてください。

届出年月日

年 月 日

変 更 内 容		☐ 使 用 者 ☐ 所 有 者 ☐ そ の 他 ()							
給水装置場所		常陸太田市 アパート名等							
名 義 人	旧	フリガナ				電話			
		氏 名 (名称) ㊞							
	新	住 所 (所在)				生年月日（設立年月日）		性別	
						年 月 日		男・女	
		フリガナ				電話			
		氏 名 (名称) ㊞							
変更年月日		年 月 日		変更理由		☐ 売 買 ☐ 相 続 ☐ 贈 与 ☐ その他 ()			
支 払 方 法		☐ 納入通知書		金融機関またはコンビニエンスストア等での現金支払を希望される場合。					
		口座振替		☐ 新規		市内の金融機関の窓口にて「上下水道料金等口座振替依頼書・自動払込利用申込書」により別途お申し込みください。			
				☐ 継続		今までに市内の上下水道を使用していて、継続して同じ口座での口座振替を希望される場合。		左記の使用場所	
				☐ クレジット		インターネットから登録のお申し込みが別途必要となります。			
送 付 先		住 所 (所在)							
		氏 名 (名称)							
届 出 者		☐ 新名義人本人 ☐ その他（新名義人本人以外の場合は以下にご記入ください） 上記新名義人から本件届出に関する一切の権限を委任されていることを誓約いたします。 住所(所在) 氏名(名称) ㊞ 電話							

(注意)

- 1 当該給水装置設置場所に下水道が接続されている場合は、同時に届け出されたものとして取り扱いをいたします。
- 2 売買・競売等の理由で所有者を変更するときは、新所有者が取得したことを公証する書類を必ず添付してください。
- 3 旧所有者が所在不明その他の理由によりその者の署名捺印が得られないときは、これに代えて新所有者が所有権を取得したことを証する書類を提示してください。
- 4 相続による取得の場合は、被相続者の押印は不要です。
- 5 本届出書に係る権利関係について、後日利害関係人等から異議の申出があっても当方はその責任を負いません。 以下は記入しないでください

お客様番号				本人確認欄	免許証・保険証・その他()		
メータ番号		口径		メータ指針	m ³	メータ状況	使用・休止

決 裁	課 長		処 理 欄	受 付	開 栓	入 力	確 認	備考
--------	-----	--	-------------	-----	-----	-----	-----	----

総代人(住所・氏名)変更届

給水装置所在地			常陸太田市町番地	共有(用)物		給水管・給水栓					
総代人	旧	住所	常陸太田市町番地	整理番号							
		氏名			メーターNo.						
	新	住所	常陸太田市町番地	受理 給水台帳 特記事項							
		氏名	印								
給水装置の共有(用)者	住所	常陸太田市町番地									
	氏名	印									
	住所	常陸太田市町番地									
	氏名	印									
	住所	常陸太田市町番地									
氏名		印									
変更年月日			年	月	日						

上記のとおり変更したので、お届けいたします。

年 月 日

使用者等 住所 常陸太田市

氏名 印

常陸太田市上下水道事業

常陸太田市長 殿

総代人(住所・氏名)変更届

給水装置所在地			常陸太田市	町	番地	共有(用)物	給水管・給水栓		
総代人	旧	住所	常陸太田市	町	番地	整理番号			
		氏名				メーターNo.			
	新	住所	常陸太田市	町	番地	受理 給水台帳 特記事項			
		氏名	印						
給水装置の共有(用)者	住所	常陸太田市	町	番地					
	氏名	印							
	住所	常陸太田市	町	番地					
	氏名	印							
	住所	常陸太田市	町	番地					
氏名		印							
変更年月日			年	月	日				
上記のとおり変更したので、お届けいたします。									
年 月 日									
使用者等 住所 常陸太田市									
氏名							印		
常陸太田市上下水道事業									
常陸太田市長 殿									

給水装置撤去義務延期申請書

年 月 日

常陸太田市上下水道事業
常陸太田市長 殿

申請者 住所 常陸太田市 町 番地
氏名 印

私が所有(代理人・総代理人)の給水装置(所在地、常陸太田市 町 番地)は、 ため
一次使用を中止している(する)ものであり、 と同時に使用を再開する予定であります。
ついては、下記事項を確約いたしますから、給水条例第23条の規定に基づく給水装置の撤去義務について
は、 年 月 日から 月 日までの3カ月間、これが履行を猶予くださるよう申請いた
します。

記

- 1 申請日から使用再開日若しくは給水装置撤去日までの期間における給水装置の維持管理を、責任をもつて行います。
- 2 年 月 日までに使用開始をしない場合は、ただちに給水装置を撤去します。
- 3 上記2に関し、給水装置の撤去をしなかつた場合には、当該処理を市水道部が代行しても異議を申しません。またそれに要した費用を負担します。

※ 処理

受付		給 水 台 帳					整理番号		特記事項
							メーターNo.		

お 客 様 番 号	
-----------	--

上下水道使用量のお知らせ

使 用 場 所	
使 用 者 名	様

請求年月	年	月分	口径	mm
			メーター番号	
(ご使用期間)	年	月	日	～
	年	月	日	

水 道 使 用 量
今回指針
前回指針
旧メーター使用量
検針日
検針員
前 回使用量
前年同月使用量

区 分		
使用量／汚水量	m ³	m ³
料 金	円	円
(内消費税)	(円)	(円)
請求予定金額		円

納入期限日	年	月	日
-------	---	---	---

常陸太田市上下水道部

※このお知らせ票でのお支払はできません。